

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四号）（改革推進課）

一 趣旨

事務事業の執行体制の見直しに伴い、職員の定数を改定するものである。

二 内容

病院事業管理者の事務を補助する職員

二千四百一人 ↓ 二千三百九十二人（△九人）

三 施行期日

平成三十年四月一日